

# 大阪版食の安全安心認証制度の変更点（案）

変更事項	認証基準 現行基準	HACCPの考え方を 取り入れた新基準	変更理由
有効期間	2年	初回：3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主衛生管理の更なる向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の必須化 ⇒ 取組の実効性担保の向上</li> <li>・衛生管理上の重要なポイント の設定及び管理</li> </ul> </li> <li>○事業者へのメリット付加               <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間の延長</li> </ul> </li> <li>○消費者へのメリット付加               <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる施設の増加</li> </ul> </li> </ul>
		更新：5年	
履行状況確認回数	認証から1年経過後 (1回)	認証から1年経過毎 (初回：2回、更新：4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組の実施状況の定期的な 確認</li> </ul>
履行状況確認時の提出書類	自己点検評価表	自己点検評価表 確認を要する書類 (記録の写しや変更内容が確認できる書類等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組の実効性を担保するための 記録確認</li> <li>○重要なポイントの変更確認</li> </ul>
認証マーク※	商品に使用不可	商品に使用不可 ただし、「新基準対応」との説明書きを併記可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新基準対応の差別化</li> </ul>

※認証マークの取扱いについて

- ・認証を受けた施設の入り口、店内等に掲示するほか、広告やホームページ、従事者の名刺に掲示可能
- ・施設の食の安全安心に関する取組を認証しているため、個々の商品への掲示不可（施設認証）